

【遺言執行者による】登録済加入者情報の開示請求に係るお手続きについて

株式会社証券保管振替機構

登録済加入者情報の開示請求（以下「開示請求」）は、振替株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等（口座管理機関）を有料で確認できる手続です。

開示請求によって確認できる情報/できない情報

| | | |
|----------|---|---|
| 確認できる情報 | ○振替株式等※1の口座が開示時点で開設されている証券会社、信託銀行等の一覧 ○担保の受入れ及び差入れに関する情報 | ※1 金融商品取引所に上場されている内国株式、新株予約権、新株予約権付社債、投資口（REIT）、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権（ETF）、受益証券発行信託受益権（JDR）等及び金融商品取引所に上場されていない株式等（新株予約権、新株予約権付社債及び新投資口予約権を除く）のうち所定の要件を満たすもの |
| 確認できない情報 | ○上場株式等の銘柄名、取引履歴、保有残高※2 ○非上場株式等、外国株式等※3の口座が開設されている証券会社、信託銀行等の一覧 | ※2 <u>振替株式等の保有残高等については、開示請求の結果を基に、各証券会社、信託銀行等に直接お問い合わせください。</u> ※3 非上場の株式等のうち機構取扱対象でないもの、外国株式、国債、社債等 |

開示請求に係るお手続きは下記となりますので、ご確認の上、お手続きください。

記

目次

- 1. 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
- 2. 開示費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
- 3. 郵送方法・開示費用の支払方法・・・・・・・・ p. 4
- 本件についての問合せ先・提出書類の提出先・・・・・・・・ p. 4

1. 必要書類

開示請求の対象となる株主（以下「株主」）が亡くなっていて、遺言執行者（以下「請求者」）が開示請求を行う場合には、以下の①～⑤の書類を郵送でご提出ください。

また、開示請求書等の必要書類をご用意する際には、「登録済加入者情報開示請求のチェックリスト」を必ずご確認ください。

必要書類に関するご注意事項

- ・ 必要書類の提出の前に、開示請求書に記載した住所及び氏名が、本人確認書類等の記載と一致することをご確認ください。当社は、株主の氏名及び住所（個人の場合には生年月日も含む。）を基に加入者情報を検索します。
- ・ 必要書類の不足、記入内容の不備等がある場合には、当社は開示請求を受け付けません。
- ・ 外国籍の方や海外在住の方が関係されるご請求につきましては、別途書類をご提出いただく場合があります。
- ・ 開示請求書とともにご提出いただく証明書類はすべてコピーでの提出とし、原本での提出は不可いたします。（原本をご提出いただいても返却しませんので必ずコピーでご提出ください。）また、ご提出いただいた一切の書類は万が一の郵便事故等による個人情報の漏えいを防ぐため返却しません。なお、受領したすべての書類は当社にて一定期間保管の上、破棄いたします。
- ・ 大規模地震等の天変地変のほか、火災、テロ等が発生した場合においては、不可抗力によるものとして当社は滅失等に係る責任を負いかねますので、予めご了承ください。

①開示請求書

当社ホームページから様式（PDF ファイル）をダウンロードし、様式に直接入力して印刷又は様式を印刷して手書きで記入した上でご提出ください。

PDF ダウンロード：<https://www.jasdec.com/assets/download/ds/certificate/kaiji/seikyusyo3.pdf>

印刷できない方は、電話番号 03-3665-3642 までお電話ください。（受付時間：平日 10：00～16：00）当社から様式等を郵送します（お手もとに到着するまでに日数を要します）。

※ 現姓・旧姓両方で開示請求する場合には、姓ごとに1通の開示請求書を作成してください。

②請求者の本人確認書類

以下の表の書類のうち、個人の場合には(1)～(11)のいずれか1点、法人の場合には(12)又は(13)のいずれか1点、氏名又は名称、住所及び生年月日（個人のみ）が確認できる書類のコピーをご提出ください。

| 個人/法人 | 書類名 | 有効期限 |
|-------|---|-------|
| 個人 | (1)運転免許証（運転経歴証明書） ※表裏両面 (2)各種健康保険証 (3)個人番号カード（マイナンバーカード） ※表面のみ (4)各種年金手帳 (5)各種福祉手帳 (6)パスポート ※顔写真及び所持人欄のページ (7)在留カード又は特別永住者証明書 | 有効期限内 |

| | | |
|----|-----------------------|-----------|
| | (8) 弁護士会等が発行する身分証明カード | |
| | (9) 住民票 ※マイナンバー記載なし | |
| | (10) 印鑑登録証明書 | 発行から6か月以内 |
| | (11) 弁護士会等が発行する職印証明書 | |
| 法人 | (12) 登記事項証明書 | 発行から6か月以内 |
| | (13) 印鑑登録証明書 | |

※ 遺言書に記載されている遺言執行者の氏名及び住所が、改姓や転居等により本人確認書類の記載と異なるときは、遺言書に記載されている氏名及び住所と、現在の氏名及び住所とを関連付ける証明書のコピーを別途添付してください。

※ 職印証明書に生年月日の記載がない場合には、あわせて生年月日の記載がある身分証明カード等のコピーを添付してください。

③遺言書

遺言書の種別に応じて、以下の原本をコピーでご提出ください。

| | |
|-------|-----------------------|
| 遺言書種別 | 公正証書遺言書（正本） |
| | 公正証書遺言書（謄本） |
| | 自筆遺言書（家庭裁判所の検認を受けたもの） |
| | 遺言書情報証明書 |

※ 遺言執行者選任の審判書がある場合には、発行から6か月以内の原本のコピーをご提出ください。

※ 遺言執行者の権限の範囲に有価証券等に関する処分が含まれていない場合等、遺言書の記載内容によっては遺言執行者による開示請求ができないこともありますのでご注意ください。

④遺言者の除籍謄本

死亡日の記載のある原本のコピーをご提出ください。

⑤遺言者の住所の確認書類

次の遺言書の種別に応じて、遺言者の住所の確認書類をコピーでご提出ください。

| 遺言書種別 | 住所の確認書類の提出要否 |
|---------------------------|--|
| 公正証書遺言書（正本） | ・遺言書に株主の住所が記載されている場合、その住所の確認書類の提出は不要 |
| 公正証書遺言書（謄本） | |
| 遺言書情報証明書 | ・遺言書に記載された住所以外の住所でお調べになりたい場合には、その住所ごとに確認書類の提出が必要 |
| 自筆遺言書 （家庭裁判所の検認を受けたもの） | ・株主の住所の確認書類の提出が必須 |

自筆遺言書である場合又は遺言書に記載されていない住所での調査を希望する場合、お調べになりたい住所が記載されたもののコピーのご提出が必要となります。

- ・戸籍の附票（本籍欄の記載（本籍地）では、住所の確認はできません。）
- ・本人確認書類（上記②参照）
- ・株主宛の株式関係書類（議決権行使書、配当金計算書等）

※ 住所の確認書類については、有効期限が切れたものでも結構です。

2. 開示費用

開示請求の費用は、以下のとおりです。

開示費用：1件6,050円（税込）

※ 同一株主（遺言者）について同時に複数の調査対象（氏名及び住所の組合せごとに1件と数えます。）の開示を請求する場合には、2件目以降は1件あたり1,100円（税込）の開示費用を加算します（2件の場合（税込）：6,050円+1,100円）。

※ お調べした結果、該当がない場合でも開示費用はかかります。

※ 郵便局の代金引換サービスの「引換金受領証」が領収書となります。当社での発行は承っておりません。

※ 区画整理等による住所表記の変更は同じ住所として数えます。本人確認書類又は戸籍の附票に区画整理等であることの記載がない場合は、市役所等が発行する住所変更の証明書をご提出ください。

3. 郵送方法・開示費用の支払方法

当社は、必要書類の不足や記入の不備等がないことを確認した後に、郵便局の代金引換サービス（簡易書留）によって開示結果として「登録済加入者情報通知書」を送付します（送付先は、開示請求書の「2. 請求者の住所（結果郵送先）」となります。）。上記の開示費用と引換えに「登録済加入者情報通知書」を必ず受領してください。

なお、請求者のご都合により当社に返送された「登録済加入者情報通知書」については、原則として再送しません。

※ 現在、多数のご請求をいただいております。手続が大変混み合っています。必要書類に不備等がない場合でも、当社が書類を受け付けてから開示結果の送付までに**2～3週間**ほど要しています。不備等がある場合には、さらに日数を要しますので、不備がないようにご提出前に十分ご確認ください。

※ 「日本橋茅場町郵便局留」と必ずご記載ください。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社証券保管振替機構
 開示請求事務センター
 電話番号：03-5665-3642
 受付時間：平日 10:00～16:00

【必要書類の提出先】

〒103-0026
日本橋茅場町郵便局留
 東京都中央区日本橋兜町7番1号
 KABUTO ONE
 株式会社証券保管振替機構
 開示請求事務センター

以上